

議案第10号

杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成31年2月12日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例
第1条 杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例（昭和47年杉並区条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

6,930	7,970
10,600	12,200
14,300	16,500
5,370	6,440
8,680	10,400
11,900	14,200
610	710
61	71
37	42
6,060	6,980
3,710	4,270
12,300	14,200
18,300	20,300
12,300	14,200
140	160
260	290
370	420
550	640
740	850

を に、

1, 110
1, 480
2, 600
3, 710
7, 430
10, 400
12, 300

1, 280
1, 700
2, 990
4, 270
8, 540
12, 400
14, 200

9, 180
5, 510
8, 190
180
18, 300
18, 300
9, 900
180
18, 300
183, 700
91, 800
18, 300
6, 000
12, 300

10, 100
6, 100
9, 060
200
20, 300
20, 300
11, 300
200
20, 300
203, 300
101, 600
20, 300
7, 200
14, 200

を

に改

める。

第2条 杉並区公共溝渠条例（昭和28年杉並区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「307円」を「333円」に改める。

第3条 杉並区立公園条例（昭和51年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、同表に規定する自動販売機の設置をする者を公募等の方法により決定した場合における使用料の額は、当該者が公募等の際に提示した額（当該額が同表に定める使用料の額を下回る場合にあつては、同表に定める使用料の額）とする。

別表第2中

711円
1,601円
2,491円

を

817円
1,841円
2,864円

に改める。

別表第3中

1,377円
816円
122円
306円
612円
102円
122円
306円
612円
1,020円
1,020円
408円
1,020円
地上露出部分 721円
地下部分 306円
510円
823円
8,160円

を

1,583円
938円
140円
351円
703円
117円
140円
351円
703円
1,173円
1,173円
469円
1,173円
地上露出部分 865円
地下部分 351円
586円
987円
9,360円

に改める。

1, 445円	1, 657円
12, 750円	14, 625円
34円	39円
34円	39円

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例の規定は、施行日以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の杉並区公共溝渠条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の杉並区立公園条例の規定は、施行日以後の公園施設の使用に係る使用料及び公園の占用に係る占用料について適用し、施行日前の公園施設の使用に係る使用料及び公園の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

道路占用料等を改定する等の必要がある。

杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例
 新旧対照表（抄）

第2条による改正（杉並区公共溝渠条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(使用料の額及び算定方法)	(使用料の額及び算定方法)
第9条 使用料は、使用面積により、1平方メートルにつき、月額 <u>333円</u> に、使用開始の日の属する月から使用終了の日の属する月までの月数を乗じて算定した額とする。	第9条 使用料は、使用面積により、1平方メートルにつき、月額 <u>307円</u> に、使用開始の日の属する月から使用終了の日の属する月までの月数を乗じて算定した額とする。
2 略	2 略

第3条による改正（杉並区立公園条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(土地又は公園施設の使用料)	(土地又は公園施設の使用料)
第7条 公園施設の設置又は管理をする者からは、その使用する土地又は公園施設について、別表第2に定める使用料を徴収する。 <u>ただし、同表に規定する自動販売機の設置をする者を公募等の方法により決定した場合における使用料の額は、当該者が公募等の際に提示した額（当該額が同表に定める使用料の額を下回る場合にあつては、同表に定める使用料の額）とする。</u>	第7条 公園施設の設置又は管理をする者からは、その使用する土地又は公園施設について、別表第2に定める使用料を徴収する。
2 略	2 略

道路占用料改定資料

(改定後)

(現 行)

占 用 物 件		単 位	金 額	金 額
道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>7,970円</u>	<u>6,930円</u>
	第2種電柱		<u>12,200円</u>	<u>10,600円</u>
	第3種電柱		<u>16,500円</u>	<u>14,300円</u>
	第1種電話柱		<u>6,440円</u>	<u>5,370円</u>
	第2種電話柱		<u>10,400円</u>	<u>8,680円</u>
	第3種電話柱		<u>14,200円</u>	<u>11,900円</u>
	その他の柱類		<u>710円</u>	<u>610円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>71円</u>	<u>61円</u>
	地下に設ける電線その他の線類		<u>42円</u>	<u>37円</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>6,980円</u>	<u>6,060円</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>4,270円</u>	<u>3,710円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>14,200円</u>	<u>12,300円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>20,300円</u>	<u>18,300円</u>
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>14,200円</u>	<u>12,300円</u>	
法第32条	外径が0.04メートル	長さ1メートルに	<u>160円</u>	<u>140円</u>

第1項第2号に掲げる物件	ル未満のもの	つき1年		
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		<u>290円</u>	<u>260円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>420円</u>	<u>370円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>640円</u>	<u>550円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>850円</u>	<u>740円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>1,280円</u>	<u>1,110円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>1,700円</u>	<u>1,480円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>2,990円</u>	<u>2,600円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>4,270円</u>	<u>3,710円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>8,540円</u>	<u>7,430円</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>12,400円</u>	<u>10,400円</u>	
法第32条第1項第4号に掲げる	占有面積1平方メ	<u>14,200円</u>	<u>12,300円</u>	

施設			メートルにつき1年		
法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	地下街及 び地下室	階数が1の もの	占有面積1平方メ ートルにつき1年	Aに0.004 を乗じて得た額	Aに0.004 を乗じて得た額
		階数が2の もの		Aに0.006 を乗じて得た額	Aに0.006 を乗じて得た額
		階数が3以 上のもの		Aに0.007 を乗じて得た額	Aに0.007 を乗じて得た額
	上空に設ける通路			<u>10,100円</u>	<u>9,180円</u>
	地下に設ける通路			<u>6,100円</u>	<u>5,510円</u>
	その他のもの			<u>9,060円</u>	<u>8,190円</u>
	法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日等 に際し、一 時的に設け るもの		占有面積1平方メ ートルにつき1日	<u>200円</u>
その他のもの		占有面積1平方メ ートルにつき1年	<u>20,300円</u>	<u>18,300円</u>	
道路法施行 令（昭和2 7年政令第 479号。 以下「令」 という。） 第7条第1 号に掲げる 物件	看板（アー チ式である ものを除く。）		表示面積1平方メ ートルにつき1年	<u>20,300円</u>	<u>18,300円</u>
	標識		1本につき1年	<u>11,300円</u>	<u>9,900円</u>
	旗ざお及 び幕	祭礼、縁日 等に際し、 一時的に設 けるもの	占有面積1平方メ ートル又は1本に つき1日	<u>200円</u>	<u>180円</u>
		その他のも の	占有面積1平方メ ートル又は1本に つき1年	<u>20,300円</u>	<u>18,300円</u>
	アーチ式 工作物	車道を横断 するもの	1基につき1年	<u>203,300 円</u>	<u>183,700 円</u>
その他のも の			<u>101,600円</u>	<u>91,800円</u>	

	の		円	円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料の置場	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>20,300円</u>	<u>18,300円</u>
	危険防止施設		<u>7,200円</u>	<u>6,000円</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>14,200円</u>	<u>12,300円</u>

備考 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

公園施設使用料改定資料

(改定後)

(現 行)

種 別		単 位	金 額	金 額
売店（自動販売機）	小型（0.5平方メートル未満）	1台、1月	<u>817円</u>	<u>711円</u>
	中型（0.5平方メートル以上1平方メートル未満）	同、同	<u>1,841円</u>	<u>1,601円</u>
	大型（1平方メートル以上）	同、同	<u>2,864円</u>	<u>2,491円</u>

公園占用料改定資料

(改定後)

(現 行)

種 別		単 位	金 額	金 額
電柱	本柱、支柱又は支線	1本、1月	<u>1,583円</u>	<u>1,377円</u>
標識		同、同	<u>938円</u>	<u>816円</u>
水道管、下水道	外径40センチメートル未満のもの	1メートル、同	<u>140円</u>	<u>122円</u>
	外径40センチメートル以上	同、同	<u>351円</u>	<u>306円</u>

管、 ガス 管	1メートル未満のもの				
	外径1メートル以上のもの		同、同	<u>703円</u>	<u>612円</u>
電線	電線		同、同	<u>117円</u>	<u>102円</u>
	地下 電線	外径40センチメートル未満のもの	同、同	<u>140円</u>	<u>122円</u>
		外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	同、同	<u>351円</u>	<u>306円</u>
		外径1メートル以上のもの	同、同	<u>703円</u>	<u>612円</u>
鉄塔			1平方メートル、 同	<u>1,173円</u>	<u>1,020円</u>
変圧塔、マンホールの種類			1箇所、同	<u>1,173円</u>	<u>1,020円</u>
郵便差出箱又は信書便差出箱			同、同	<u>469円</u>	<u>408円</u>
公衆電話所			同、同	<u>1,173円</u>	<u>1,020円</u>
地下の占有物件			1平方メートル、 同	地上露出部分 <u>865円</u>	地上露出部分 <u>721円</u>
				地下部分 <u>351円</u>	地下部分 <u>306円</u>
高架の占有物件			同、同	<u>586円</u>	<u>510円</u>
天体、気象又は土地の観測施設			同、同	<u>987円</u>	<u>823円</u>
写真撮影のための常時占有			撮影機1台、同	<u>9,360円</u>	<u>8,160円</u>
写真撮影のための臨時的な占有			1時間	<u>1,657円</u>	<u>1,445円</u>
ロケーション			同	<u>14,625円</u>	<u>12,750円</u>
その 他の 占有	競技会、集会		1平方メートル、 1日	<u>39円</u>	<u>34円</u>
	前記以外の場合		同、同	<u>39円</u>	<u>34円</u>